

議案第66号

平成30年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

平成30年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

平成30年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月5日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 370,461	千円 364	千円 370,825
	1 議会費	370,461	364	370,825
2 総務費		5,344,929	13,963	5,358,892
	1 総務管理費	4,526,095	9,046	4,535,141
	2 徴税費	480,564	2,941	483,505
	3 戸籍住民基本台帳費	253,497	1,325	254,822
	4 選挙費	42,343	359	42,702
	6 監査委員費	34,136	292	34,428
3 民生費		20,193,333	15,446	20,208,779
	1 社会福祉費	7,205,415	2,503	7,207,918
	2 児童福祉費	9,475,455	11,418	9,486,873
	3 生活保護費	3,479,772	1,263	3,481,035
	4 国民年金費	32,691	262	32,953
4 衛生費		4,254,882	3,731	4,258,613
	1 保健衛生費	1,012,036	1,260	1,013,296
	2 清掃費	3,242,846	2,471	3,245,317
7 商工費		186,874	706	187,580
	1 商工費	186,874	706	187,580
8 土木費		8,101,192	4,706	8,105,898
	1 土木管理費	235,350	1,213	236,563
	2 道路橋りょう費	2,284,071	210	2,284,281
	4 都市計画費	5,569,345	3,283	5,572,628
10 教育費		3,285,460	7,697	3,293,157
	1 教育総務費	716,021	2,183	718,204
	2 小学校費	939,849	2,166	942,015
	3 中学校費	579,760	638	580,398
	4 社会教育費	697,924	2,424	700,348
	5 保健体育費	351,906	286	352,192
13 予備費		210,438	△46,613	163,825
	1 予備費	210,438	△46,613	163,825
歳出合計		46,055,951	0	46,055,951

議案第66号資料1

平成30年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 370,461	千円 364	千円 370,825
	1 議会費	370,461	364	370,825
2 総務費		5,344,929	13,963	5,358,892
	1 総務管理費	4,526,095	9,046	4,535,141
	2 徴税費	480,564	2,941	483,505
	3 戸籍住民基本台帳費	253,497	1,325	254,822
	4 選挙費	42,343	359	42,702
	6 監査委員費	34,136	292	34,428
3 民生費		20,193,333	15,446	20,208,779
	1 社会福祉費	7,205,415	2,503	7,207,918
	2 児童福祉費	9,475,455	11,418	9,486,873
	3 生活保護費	3,479,772	1,263	3,481,035
	4 国民年金費	32,691	262	32,953
4 衛生費		4,254,882	3,731	4,258,613
	1 保健衛生費	1,012,036	1,260	1,013,296
	2 清掃費	3,242,846	2,471	3,245,317
7 商工費		186,874	706	187,580
	1 商工費	186,874	706	187,580
8 土木費		8,101,192	4,706	8,105,898
	1 土木管理費	235,350	1,213	236,563
	2 道路橋りょう費	2,284,071	210	2,284,281
	4 都市計画費	5,569,345	3,283	5,572,628
10 教育費		3,285,460	7,697	3,293,157
	1 教育総務費	716,021	2,183	718,204
	2 小学校費	939,849	2,166	942,015
	3 中学校費	579,760	638	580,398
	4 社会教育費	697,924	2,424	700,348
	5 保健体育費	351,906	286	352,192
13 予備費		210,438	△46,613	163,825
	1 予備費	210,438	△46,613	163,825

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			364
			364
			13,963
			9,046
			2,941
			1,325
			359
			292
			15,446
			2,503
			11,418
			1,263
			262
			3,731
			1,260
			2,471
			706
			706
			4,706
			1,213
			210
			3,283
			7,697
			2,183
			2,166
			638
			2,424
			286
			△46,613
			△46,613

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		千円 46,055,951	千円 0	千円 46,055,951

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0

2 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	370,461	364	370,825			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
364			
364	3 職員手当等	364	1 職員人件費その他 (職員課) 364
			3 職員手当等 (364)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,356,185	9,046	1,365,231			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,046			
9,046	3 職員手当等	9,046	1 職員人件費その他 () 9,046
			(1) 職員課関係経費 8,910
			3 職員手当等 (8,910)
			(2) 職員課関係経費 (再任用職員) 136
			3 職員手当等 (136)

款 2 総務費

項 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	363,415	2,941	366,356			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,941			
2,941	3 職員手当等	2,941	1 職員人件費その他 (職員課) 2,941
			3 職員手当等 (2,941)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	253,497	1,325	254,822			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,325			
1,325	3 職員手当等	1,325	1 職員人件費その他 (職員課) 1,325
			3 職員手当等 (1,325)

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	42,057	359	42,416			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
359			
359	3 職員手当等	359	1 職員人件費その他 (職員課) 359
			3 職員手当等 (359)

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	34,136	292	34,428			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
292			
292	3 職員手当等	292	1 職員人件費その他 (職員課) 292
			3 職員手当等 (292)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	905,355	2,503	907,858			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,503			
2,503	3 職員手当等	2,503	1 職員人件費その他 (職員課) 2,503
			3 職員手当等 (2,503)

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,920,268	4,096	4,924,364			
4 保育園費	1,069,228	7,322	1,076,550			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,096			
4,096	3 職員手当等	4,096	1 職員人件費その他 (職員課) 4,096
			3 職員手当等 (4,096)
7,322			
7,322	3 職員手当等	7,322	1 職員人件費その他 (職員課) 7,322
			3 職員手当等 (7,322)

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	185,729	1,263	186,992			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,263			
1,263	3 職員手当等	1,263	1 職員人件費その他 (職員課) 1,263
			3 職員手当等 (1,263)

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	32,691	262	32,953			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
262			
262	3 職員手当等	262	1 職員人件費その他 (職員課) 262
			3 職員手当等 (262)

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	703,522	1,260	704,782			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,260			
1,260	3 職員手当等	1,260	1 職員人件費その他 (職員課) 1,260
			3 職員手当等 (1,260)

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	259,809	2,471	262,280			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,471			
2,471	3 職員手当等	2,471	1 職員人件費その他 (職員課) 2,471
			3 職員手当等 (2,471)

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	83,684	706	84,390			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
706			
706	3 職員手当等	706	1 職員人件費その他 (職員課) 706
			3 職員手当等 (706)

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	235,350	1,213	236,563			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,213			
1,213	3 職員手当等	1,213	1 職員人件費その他 (職員課) 1,213
			3 職員手当等 (1,213)

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	96,144	210	96,354			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
210			
210	3 職員手当等	210	1 職員人件費その他 (職員課) 210
			3 職員手当等 (210)

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	4,096,366	3,283	4,099,649			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,283			
3,283	3 職員手当等	3,283	1 職員人件費その他 (職員課) 3,283
			3 職員手当等 (3,283)

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	461,826	2,183	464,009			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,183			
2,183	3 職員手当等	2,183	1 職員人件費その他 () 2,183
			(1) 庶務課関係経費 2,033
			3 職員手当等 (2,033)
			(2) 庶務課関係経費 (再任用職員) 150
			3 職員手当等 (150)

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	503,697	2,166	505,863			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,166			
2,166	3 職員手当等	2,166	1 職員人件費その他 (庶務課) 2,166
			3 職員手当等 (2,166)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	246,221	638	246,859			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
638			
638	3 職員手当等	638	1 職員人件費その他 (庶務課) 638
			3 職員手当等 (638)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	300,928	2,424	303,352			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,424			
2,424	3 職員手当等	2,424	1 職員人件費その他 (庶・務 課) 2,424
			3 職員手当等 (2,424)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	65,901	286	66,187			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
286			
286	3 職員手当等	286	1 職員人件費その他 (庶務課) 286
			3 職員手当等 (286)

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	210,438	△ 46,613	163,825			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 46,613		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(7) 627	2,284,117	2,009,431	4,293,548	831,323	5,124,871	
補正前	(7) 627	2,284,117	1,962,818	4,246,935	831,323	5,078,258	
比 較	()		46,613	46,613		46,613	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	358,629	48,996	59,111	46,302		217,932
	補正前	358,629	48,996	59,111	46,302		217,932
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		16,164	224,272	584,615	453,410	2,009,431
	補正前		16,164	224,272	584,615	406,797	1,962,818
	比 較					46,613	46,613

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	46,613	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 46,613 (1) 給与改定分 46,327 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 286 2 その他 0 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.325</td> <td>0.20</td> <td>4.50</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.000</td> <td>0.200</td> <td>0.00</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30	支給見込	1.975	2.325	0.20	4.50	超過分	0.000	0.200	0.00	0.20
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.125	0.20	4.30																				
支給見込	1.975	2.325	0.20	4.50																				
超過分	0.000	0.200	0.00	0.20																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年8月1日現在	平均給料月額	300,940円	331,296円
	平均給与月額	394,231円	398,804円
	平均年齢	40歳 3月	50歳 0月
平成29年8月1日現在	平均給料月額	296,370円	330,692円
	平均給与月額	389,632円	398,455円
	平均年齢	39歳 9月	49歳 6月

議案第67号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月5日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の85」を「100分の95」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の105」を「100分の115」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の115」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の45」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。
（平成30年12月の勤勉手当の特例）
- 2 平成30年12月の勤勉手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、新条例第17条の2第2項の表中「100分の95」とあるのは「100分の105」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																												
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="869 132 1252 479"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>100分の95</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>100分の11 5</td> <td>100分の10 5</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の12 5</td> <td>100分の11 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の45を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	100分の95	100分の85	行(1)4級職員	100分の11 5	100分の10 5	行(1)5級職員	100分の12 5	100分の11 5	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="869 479 1252 1910"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>100分の85</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>100分の10 5</td> <td>100分の10 5</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の11 5</td> <td>100分の11 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の40を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85	行(1)4級職員	100分の10 5	100分の10 5	行(1)5級職員	100分の11 5	100分の11 5	<p>勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>同上</p>
職員の区分		割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	100分の95	100分の85																												
行(1)4級職員	100分の11 5	100分の10 5																												
行(1)5級職員	100分の12 5	100分の11 5																												
職員の区分	割合																													
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85																												
行(1)4級職員	100分の10 5	100分の10 5																												
行(1)5級職員	100分の11 5	100分の11 5																												

4 省略
5 省略

4 省略
5 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。
(平成30年12月の勤勉手当の特例)
- 2 平成30年12月の勤勉手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、新条例第17条の2第2項の表中「100分の95」とあるのは「100分の105」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

議案第 67 号資料 2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

平成 29 年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

1 期末・勤勉手当

(1) 概要

年間支給月数を 0.2 月（再任用職員については、0.1 月）引き上げ、4.5 月（再任用職員については、2.35 月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

(2) 実施時期

平成 30 年 12 月支給の勤勉手当から実施

(3) 改正による影響額

49,695 千円

※ 平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数に基づき算出

議案第67号資料3

国、東京都及び小金井市における期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の推移

区分	国	東京都	小金井市
平成28年度	4. 30月	4. 40月	4. 30月
平成29年度	4. 40月	4. 50月	4. 30月
平成30年度	4. 40月	4. 50月	4. 30月

※ 平成30年度の年間支給月数は、平成30年4月1日現在

議案第67号資料4

多摩26市における期末手当及び勤勉手当の年間支給月数

平成30年8月1日現在

自治体名	支給月数
小金井市	4.3月
八王子市	4.5月
立川市	4.5月
武蔵野市	4.5月
三鷹市	4.5月
青梅市	4.5月
府中市	4.5月
昭島市	4.5月
調布市	4.5月
町田市	4.5月
小平市	4.5月
日野市	4.5月
東村山市	4.5月
国分寺市	4.5月
国立市	4.5月
福生市	4.5月
狛江市	4.5月
東大和市	4.5月
清瀬市	4.5月
東久留米市	4.5月
武蔵村山市	4.5月
多摩市	4.5月
稲城市	4.5月
羽村市	4.5月
あきる野市	4.5月
西東京市	4.5月